

○農林水産省告示第 号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第二十条の規定に基づき、平成十三年三月二十二日農林水産省告示第四百四十五号（農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(略)		(略)	
農産物検査の区分	農産物の種類	農産物検査の区分	農産物の種類
品位等検査	米穀(輸入に係るものを除く。)	品位等検査	米穀(輸入に係るものを除く。)
農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	(削る)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	(削る)
別記様式第一号	(略)	別記様式第一号及び別記様式第三号	(削る)
大豆(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	大豆(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果(水分の含有率に係るものを除く。)
小豆、いん	(削る)	小豆、いん	(略)
別記様式第五号	(削る)	別記様式第五号	別記様式第六号

		二 (略)		成分検査	
農産物検査の区分	農産物の種類	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量	農産物検査の項目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	農産物	げん、かんしょ生切干、そば及びでん粉(輸入に係るものを除く。)
品位等検査	米穀(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量	品位についての検査の結果	(略)	(略)
期間	当年産(九月十日まで)	検査を行うべきことを求められたものをいう。	以下同	別記様式第六号	
期日	九月十日	検査を求められたものをいう。	以下同	別記様式第七号	
	検査を開始した日から八月三十一日	検査を求められたものをいう。	以下同		

		二 (略)		成分検査	
農産物検査の区分	農産物の種類	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量	農産物検査の項目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果(水分の含有率に係るものを除く。)	農産物	げん、かんしょ生切干、そば及びでん粉(輸入に係るものを除く。)
品位等検査	米穀、麦及び大豆(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量	品位についての検査の結果(水分の含有率に係るものを除く。)	(略)	(略)
期間	月の一日から末日	検査を求められたものをいう。	以下同	別記様式第七号	
期日	翌月の三日まで	検査を求められたものをいう。	以下同	別記様式第八号	
	検査を開始した日から八月三十一日	検査を求められたものをいう。	以下同		

小豆、いん	(略)	大豆(輸入に係るものを除く。)		農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。		農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。		農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。	
		農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量を除く。
四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日
翌年一月	翌年一月	翌年一月	翌年一月	翌年一月	翌年一月	翌年一月	翌年一月	翌年一月	翌年一月

小豆、いん	(略)	(新設)		(新設)		(新設)		(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
月の一日	月の一日	月の一日	月の一日	月の一日	月の一日	月の一日	月の一日	月の一日	月の一日
翌月の十日	翌月の十日	翌月の十日	翌月の十日	翌月の十日	翌月の十日	翌月の十日	翌月の十日	翌月の十日	翌月の十日

	成分検査										
	(略)	輸入に係る農産物								げん、かんしょ生切干、そば及びでん粉(輸入に係るものを除く。)	
	(略)	(略)									
			(略)	四月一日から翌年三月三十一日までの間	四月一日から翌年三月三十一日までの間	四月一日から翌年三月三十一日までの間	四月一日から翌年三月三十一日までの間	四月一日から翌年三月三十一日までの間	四月一日から翌年三月三十一日までの間	四月一日から翌年三月三十一日までの間	四月一日から翌年三月三十一日までの間
				翌年四月三十日まで	翌年四月三十日まで	翌年四月三十日まで	翌年四月三十日まで	翌年四月三十日まで	翌年四月三十日まで	翌年四月三十日まで	翌年四月三十日まで

	成分検査										
	(略)	輸入に係る農産物								げん、かんしょ生切干、そば及びでん粉(輸入に係るものを除く。)	
	(略)	(略)									
			(略)	月の一日から末日までの間	五月三十一日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	から末日までの間	日まで
				翌年の三月三十一日まで	五月三十一日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

別記様式第一号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：
生産年度：

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考
(検査区分) 計											
(検査区分) 計											
合 計											

- 備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。
3 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第一号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：
生産年度：

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考
(検査区分) 計											
(検査区分) 計											
合 計											

- 備考 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
3 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第5条第2項の品位等検査（期間経過米検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。
4 数量の単位は、キログラムとすること。
5 本様式による報告に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による報告を行っても差し支えない。

別記様式第二号

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

等級	検査数量	整粒 不足	形質			水分 過多	被害粒			死米	着色粒		異種 穀粒	異物	その他
			(削 る)	(削 る)	(削 る)		(削 る)	(削 る)	(削 る)						
特等															
1等															
2等															
3等															
等外															
規格外															
計															

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第二号

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

等級	検査数量	整粒 不足	形質			水分 過多	被害粒			死米	着色粒		異種 穀粒	異物	その他
			計	充 実 度	心 白 及 び 腹 白		そ の 他	計	発 芽 粒		胴 割 粒	そ の 他			
特等															
1等															
2等															
3等															
等外															
規格外															
計															

備考 別記様式第一号の備考1、2、4及び5と同様とする。

別記様式第三号

国内産農産物の品位等検査に係る水分の含有率に係る検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る水分の含有率に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

等級	水分	10.0%	10.1%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%	12.6%	13.1%	13.6%	14.1%	14.6%	15.1%	15.6%	16.1%	16.6%	17.1%	検査数量計
	以下	10.5%	11.0%	11.5%	12.0%	12.5%	13.0%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%	16.5%	17.0%	以上		
特上																		
特等																		
1等 (合格)																		
2等																		
3等 (等外)																		
規格外 (等外上)																		
計																		

備考 1 この報告書は生産された年の翌年の3月31日までに検査を受けた農産物について作成するものとし、生産された年の翌年の4月1日以降に検査を受けた農産物については除外するものとする。
2 その他は、別記様式第一号の備考1、2、4及び5と同様とする。

別記様式第三号

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度：

等級	検査 数量	容積 重	整粒 不足	形質	水分 過多	被害粒						異種 穀粒	異物			その 他
						(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)		(削 る)	(削 る)	(削 る)	
2等																
規格外 (等外上)																
計																

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第四号

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度：

等級	検査 数量	容積 重	整粒 不足	形質	水分 過多	被害粒						異種 穀粒	異物			その 他	
						計	発芽 粒	赤か び粒	黒か び粒	たい 色粒	裂皮粒 又は 剥皮粒		その 他	計	なまぐ さ黒穂 病粒		麦角 粒
2等																	
規格外 (等外上)																	
計																	

備考 別記様式第一号の備考1、2、4及び5と同様とする。

別記様式第四号

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産大豆の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

等級	検査 数量	形質		水分過多	被害粒										未熟粒	異種穀粒	異物	(削る)			
		(削る)	(削る)		病害粒			虫害粒		変質粒		破碎粒	皮切れ粒	はく皮粒					汚損粒	しわ粒	その他
					(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)										
2等																					
3等																					
規格外																					
計																					

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第五号

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産大豆の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

等級	検査 数量	形質		水分過多	被害粒										未熟粒	異種穀粒	異物	備考				
		粒ぞろい	その他		病害粒			虫害粒		変質粒		破碎粒	皮切れ粒	はく皮粒					汚損粒	しわ粒	その他	
					計	紫斑病粒	褐斑病粒	その他	計	食害	吸害											計
2等																						
3等																						
規格外																						
計																						

備考 別記様式第一号の備考1、2、4及び5と同様とする。

別記様式第五号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 格 (合 格)	2 等	3 等	規格外	備 考
合 計								

- 備考 1 報告書は農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第六号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 格 (合 格)	2 等	3 等	規格外	備 考
合 計								

- 備考 1 報告書は農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。ただし、でん粉については種類ごとに作成すること。
2 その他は、別記様式第一号の備考1、4及び5と同様とする。

別記様式第六号

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。
記

種類	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1等(合格)	2等	3等	4等	5等	規格外	備考
合 計											

- 備考 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・裸麦及びその他農産物の別）を記載すること。
2 数量の単位は、トンとすること。

別記様式第七号

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。
記

種類	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1等(合格)	2等	3等	4等	5等	規格外	備考
合 計											

- 備考 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。
2 数量の単位は、トンとすること。
3 その他は、別記様式第一号の備考1及び5と同様とする。

別記様式第七号

成分検査結果報告書（平成 年 月分）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、成分検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。
記

証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測 定 結 果		
					たんぱく質	アミロース	でん粉

備考 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第八号

成分検査結果報告書（平成 年 月分）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、成分検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。
記

証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測 定 結 果		
					たんぱく質	アミロース	でん粉

備考 別記様式第一号の備考1、4及び5と同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の様式については、当分の間、なおその効力を有する。この場合においては、改正前の別記様式第二号の表中、形質、被害粒及び着色粒の内訳、改正前の別記様式第四号の表中、被害粒及び異物の内訳並びに改正前の別記様式第五号の表中、形質、病害粒、虫害粒及び変質粒の内訳の記載を省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、平成三十年産の米穀（輸入に係るものを除く。）の品位等検査の結果に係る様式及び期日については、なお従前の例による。